七～四十四　（略）	七～四十四　（略）
四十五　第三十二条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）	四十五　第三十二条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）
イ　初めて法第二十条第一項の認定を申請する者が選任する確認主任者に係るもの	イ　初めて認定を申請する者が選任する確認主任者に係るもの
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
ニ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を申請するもの又は受けたものが選任する確認主任者に係るもの	（新設）
四十六　第三十五条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）	四十六　第三十五条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの	（新設）
四十七～六十五　（略）	四十七～六十五　（略）
2　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。	2　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
一　（略）	一　（略）
二　法第二十条第六項の規定による権限（型式証明保有者等であつて同条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたもの又は同項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るものを除く。）	二　法第二十条第六項の規定による権限（型式証明保有者等であつて同条第一項の能力について同項の認定を受けたもの又は同項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るものを除く。）
三～九　（略）	三～九　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。